

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00033 沿革 (略) <u>平成25年12月18日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 約款(貸付金債権等)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付(以下「資金貸付」という。)のための契約の締結日以降、<u>貸付金債権等の取得の日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書、同様式別表及び第3項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</u></p> <p>2 約款(保証債務)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、資金貸付のための契約の締結日以降、<u>保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第2による海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書、同様式別表及び次項に定める書類の写しを添付して本店に提出するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00033 沿革 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 約款(貸付金債権等)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付(以下「資金貸付」という。)のための契約の締結日以降、<u>次に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月以内かつ貸付金債権等の取得の日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書、同様式別表及び第3項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</u></p> <p>一 <u>資金貸付のための契約の締結日</u></p> <p>二 <u>資金貸付のための契約の発効日</u></p> <p>三 <u>貸付契約等(資金貸付に係る貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。以下同じ。)において実行条件が定められている場合にあっては第一回実行条件の充足日(ただし、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険証券又は海外事業資金貸付(保証債務)保険証券の取得が実行条件として定められている場合は、それ以外の条件が充足した日)</u></p> <p>2 約款(保証債務)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、資金貸付のための契約の締結日以降、<u>前項各号に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月以内かつ保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第2による海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書、同様式別表及び次項に定める書類の写しを添付して本店に提出するものとする。</u></p>	

<p>3～4 (略)</p> <p>第3条 ～ 第32条 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年1月1日から実施する。</u></p>	<p>する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3条 ～ 第32条 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p>	
---	--	--